

ハンセン病市民学会

2005年度活動方針

1 ハンセン病問題を取り巻く現状

戦後から60年を迎える現在、恒久平和と基本的人権の尊重、国民主権をうたって幕開けたはずの戦後社会の見直し、さまざまなレベルで進行しています。とりわけ、1980年代から90年代にかけては、戦後民主主義の枠外におかれてきた在日韓国・朝鮮人を初めとする在日外国人の人権問題や、いわゆる「従軍慰安婦」にされた女性たちの存在がクローズアップされてきました。

しかしながら、そういった戦後の検証作業が進んでいく中でも、ハンセン病問題は視野の外に置かれてきました。私たちは、この点こそ戦後日本社会の最大の問題点が存在していると考えます。その後、1996年に「らい予防法」が廃止され、当事者とその支援者の闘いによって2001年5月11日の熊本地裁判決をかちとり、ようやくハンセン病問題解決の希望の光が見えてきました。

しかし、判決から4年がたち、ハンセン病問題に対する社会的関心は、徐々に薄らいできています。それどころか、一昨年の熊本県のあるホテルによる宿泊拒否事件とそれをめぐる菊池恵楓園入所者自治会への非難と差別の殺到は、私たちに、ハンセン病差別のまなざしが依然強く残っていること、いや今日においても再生産されつつあることを痛感させました。私たちは、今ここで、あらためて、ハンセン病問題の解決なくして、この社会のありようを変えていくことは不可能であることを再認識すべきです。私たち一人ひとりがハンセン病問題の当事者であることに思いを致し、ハンセン病問題の解決のために努力していかなければなりません。

2 具体的な活動の方針

私たちの活動の柱は、**交流・検証・提言**の3つです。

(1) 交流

交流には、全国のハンセン病回復者間の交流、ハンセン病回復者と市民との交流、ハンセン病問題に取り組む個人・支援団体の交流、日本・韓国・台湾などのハンセン病問題に取り組む個人・支援団体の交流などがあります。毎年、5月11日前後に熊本判決を風化させないために年次交流集会を開き、市民学会の交流プログラムとしてだけでなく、随時、必要に応じて入所者の方たちや退所者の方たち、家族や遺族の方たちが市民の皆さんとの色々な形で交流の場を設けることができるよう、多様な交流の場を作ることをめざします。

また、分野別の部会の設置を通して、そのテーマに関心のある人ならば誰でも参加することができる交流の機会を設け、そのテーマを深め、成果を公表していくことを考えます。2005年度中には「宗教部会」と「教育部会」が発足する予定です。「宗教部会」は、教団の枠を越えた宗教者が自主的に集まり、ハンセン病と宗教の問題を考える場にしたいと考えていますが、同時に市民学会に相応しく、この問題に関心のある方には開かれます。また、「教育部会」においては、教育現場においてハンセン病をどう教えているか、その教育実践についての交流を図ります。こうした部会の活動内容や成果については、交流集会の場や市民学会のHPに部会のコーナーを設け告知や報告などを掲載したり、『ニュース』『学会誌』などの誌上でも発表したりしていきます。他にも、「世代継承をめざす部会」を設置する提案もあります。こうした活動が会員の間から提起され、ハンセン病市民学会の交流と検証と提言といった活動を支える核となって拡がることを促進していきます。

(2) 検証

ハンセン病に関する検証会議の報告書が厚生労働省に提出され、日本独自の絶対的強制隔離政策が戦後も続いた真相とそれに関わる国・自治体、関係各界の責任が明らかにされました。しかし、この報告書ですべての真相が解明されたわけではありません。強制堕胎・強制断種、堕胎胎児の標本作成、韓国・台湾をはじめとする旧植民地・占領地における隔離政策、国会の無作為の責任など、事実が明らかにされても、なぜそうしたことが行われたのかというその真相はまだ十分には解明されていません。また、沖縄のハンセン病政策の実態は、療養所がある沖縄本島と宮古島で究明が進んでいますが、八重山地域の真相究明は着手されたばかりです。その他、まだ埋もれたままになっている資料が沢山あるはずで、そこで、「検証部会」を設置し、検証会議解散後の真相究明作業を継承していきます。さらに、検証は、宗教部会や教育部会においても、その活動として行われるはずで、こうした活動には誰でも参加できますが、その成果については、交流集会や『ニュース』『学会誌』でも発表していきます。

(3) 提言

私たちは、国や自治体、ハンセン病療養所、あるいはマスメディアなどに対して、ハンセン病問題への理解を深める取り組みの着手、回復者・家族の待遇などについて提言を行っていきます。特に、入所者の高齢化が進む療養所の現状については、入所者の希望を尊重する視点に立った将来構想を創造する必要があります。そのため「政策提言部会」を設置し、全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）との強い連繋のもとに、ハンセン病問題への理解を深める活動のあり方や療養所の将来構想をはじめとする今後の政策に関する提言をまとめていきます。その成果についても、交流集会や『ニュース』『学会誌』の場で随時、発表していきます。

以上、3つの柱となる活動を円滑に進めるためにも、『ニュース』を適宜発行するとともに、『学会誌』を年に1度出版します。前者には交流を中心とした各地から寄せられた情報を、後者には大会報告と各部会、会員から投稿された論文を掲載します。投稿規程は別途作成しますので、会員の積極的な投稿を期待します。

また、韓国ソロクト・台湾訴訟、医療過誤訴訟の支援、栗生楽泉園の「重監房」復元運動への支援、「菊池事件」の再審請求の支援などにも、署名活動への協力や、関係する講演会・シンポジウムの開催・後援など、随時考えられる形で取り組みます。また、各種のハンセン病講座開催・開設とそれへの講師派遣など、ハンセン病市民学会として、ハンセン病差別の解消に繋がるためにできる取り組みを考えていきます。

ここに掲げた活動は、きわめて多岐に渡るものです。それだけ、ハンセン病問題はすそ野の広い問題でもあります。ここに掲げられていない、たとえばハンセン病医学などさまざまなテーマも含めて、これらの問題に取り組むためには、会員の皆様が、ハンセン病市民学会の場で交流を重ね、ネットワークを広げて、活力あふれる思いで協働して下さることが大切です。

2005年5月14日



市民学会について

- [入会のご案内](#)
- [呼びかけ人等](#)
- [規約・委員](#)
- [活動方針・報告](#)
- [年報](#)
- [集会報告](#)
- [過去の記事](#)

部会

- [宗教部会](#)
- [家族部会](#)
- [青年・学生部会](#)
- [教育部会](#)
- [図書資料部会](#)

その他

- [広場](#)
- [発信塔](#)
- [ソロクト・栗生院訴訟](#)
- [胎児標本問題](#)